

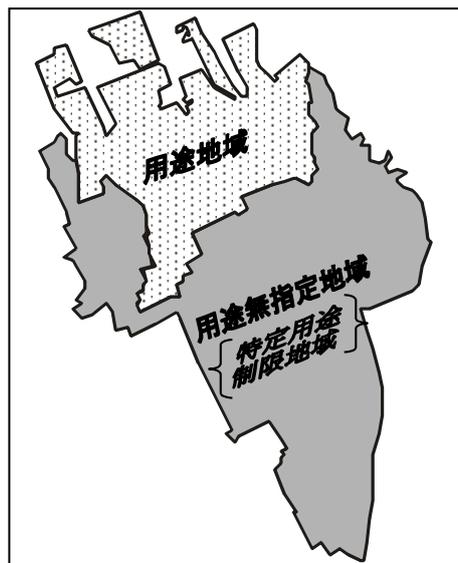
中讃広域都市計画特定用途制限地域の指定について (丸亀市)

1. 特定用途制限地域とは・・・

都市計画法に基づく地域地区制度のひとつで、良好な環境の形成又は保全を図るため、市が地域を定めて一定の用途の建築物の建築を制限する制度です。

2. 丸亀市の特定用途制限地域の考え方

丸亀市では、線引き廃止により、用途無指定地域となるエリア（市街化調整区域と都市計画区域外であったエリア）に特定用途制限地域を指定し、地域内の良好な環境の保全又は形成を図るため、都市計画区域外であったエリアの土地利用状況などを踏まえ、特に周辺の土地利用及び生活環境に大きな影響を与えるような用途の建築物等の建築を制限しています。



3. 丸亀市が特定用途制限地域で制限している建築物の用途

- (1) 危険物の製造工場や処理貯蔵施設
- (2) 性風俗営業施設
- (3) 床面積 3,000 m²を超える物品販売業を営む店舗の建築

(ただし、国道・県道・2車線片側歩道以上の市道沿道について建築可能なエリアを定めます。)

【図1】 特定用途制限地域として「危険物の製造工場や処理貯蔵施設」「性風俗営業施設」「床面積 3,000 m²を超える物品販売業を営む店舗」の建築が制限されるエリア



【図2】 特定用途制限地域のうち「床面積 3,000 m²を超える物品販売業を営む店舗」の建築可能なエリアとして、国道・県道・2車線片側歩道以上の市道から 100 mの区域を定める



4. 参 考（特定用途制限地域内で建築してはならない建築物の具体の用途）

(1) 危険物の製造工場、処理貯蔵施設

危険物の製造工場とは、火薬類取締法に規定されている火薬類（火薬、爆薬など（玩具煙火を除く））や消防法第2条第7項に規定されている危険物（石油類、アルコール類など）、またはマッチ・アスファルト・セメントなどを製造する工場などで、建築基準法別表第二（る）項第1号に掲げる事業を営む工場をいいます。

また、危険物の処理貯蔵施設とは、建築基準法別表第二（る）項第2号に掲げる建築物で、建築基準法施行令第130条の9に規定されている数量を超える危険物を貯蔵又は処理する施設をいいます。例えば、火薬類であれば火薬が20トンを超える量、爆薬が10トンを超える量など、特に貯蔵又は処理に供する危険物の量が多い施設ということになります。

詳細につきましては、建築基準法・同施行令及びその他関係法令等をご覧いただき、ご不明な点等がございましたらお問合せください。

(2) 性風俗営業施設

性風俗営業施設とは、建築基準法別表第二（る）項第3号に掲げる建築物で、個室付浴場業に係る公衆浴場や建築基準法施行令第130条の9の5に定められているヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗、その他これらに類するものをいいます。

(3) 床面積3,000㎡を超える物品販売業を営む店舗

床面積が3,000㎡を超える物品販売業を営む店舗とは、物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積が3,000㎡を超えるものをいいます。ただし、このような店舗については、建築可能なエリアとして、国道・県道・2車線片側歩道以上の市道から100メートルの区域を定めます。

【問合せ先】 丸亀市都市整備部都市計画課（TEL 0877-24-8812）

丸亀市特定用途制限地域において建築してはならない建築物

種 類	建 築 して は な ら ない 建 築 物
特定用途制限地域 (幹線沿道一般型)	<p>1 建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物</p> <p>1. 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火薬類取締法の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造 (2) 消防法第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。) (3) マッチの製造 (4) ニトロセルロース製品の製造 (5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 (6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。) (7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 (8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 (9) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。) (10) 石炭ガス類又はコークスの製造 (11) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。) (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。) (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造 (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造 (15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。) (16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造 (17) 肥料の製造 (18) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造 (19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (20) アスファルトの精製 (21) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 (22) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイトの製造 (23) 金属の熔融又は精練(容量の合計が五十リットルをこえないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。) (24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎 (25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの (26) 鉄釘類又は鋼球の製造 (27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの (28) 鍛造機(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造 (29) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造 (30) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎 (31) (1)から(30)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 <p>2. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>3. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>

種 類	建 築 して は な ら な い 建 築 物
特定用途制限地域 (一般環境保全型)	<p>1 建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物</p> <p>1. 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火薬類取締法の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造 (2) 消防法第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。) (3) マッチの製造 (4) ニトロセルロース製品の製造 (5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 (6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。) (7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 (8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 (9) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。) (10) 石炭ガス類又はコークスの製造 (11) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。) (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。) (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造 (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造 (15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。) (16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造 (17) 肥料の製造 (18) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造 (19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (20) アスファルトの精製 (21) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 (22) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイトの製造 (23) 金属の熔融又は精練(容量の合計が五十リットルをこえないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。) (24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕 (25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの (26) 鉄釘類又は鋼球の製造 (27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの (28) 鍛造機(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造 (29) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造 (30) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕 (31) (1)から(30)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 <p>2. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>3. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p> <p>2 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p>

